

○岩沢座長 それでは、「第三国定住に関する有識者会議」の第16回会議を始めさせていただきます。まず本日の配付資料について、事務局から説明をお願いします。

○中村参事官 本日の資料は、議事次第のほか、前回座長試案としてお示しし、これまでの御議論を踏まえた報告書（案）です。

○岩沢座長 それでは、「報告書取りまとめに向けた意見交換」に入ってまいります。前回の会議におきまして、私の座長試案をお示しし、御議論いただきました。そして、方向性について御了解いただいたことを受けて、今回は、座長試案ではなく報告書案としてお示しします。皆様には事前に送付しておりますが、前回の会議の議論を踏まえまして、特に定住支援の終了時期について修正しております。

本日は、この、報告書（案）を用いながら、全体の内容確認と、文言の調整等を行って、報告書としてまとめたいと思っています。拙速に報告書を仕上げることは考えておりません。十分にご審議していただき、報告書を仕上げていきたいと思っておりますが、もし本日全体を確認できるのであれば、最後まで行っていきたいと思っております。

それでは、報告書（案）の内容確認と文言調整を行っていきたいのですが、項目ごとに分けて御審議をいただきたいと思っております。まず「はじめに」のところは形式的な記述ですが、ここはよろしいでしょうか。

それでは、あとは第1から第5までありますて、4つに大きく分けて内容確認と文言調整を行っていきたいと思います。

「第1 第三国定住事業の意義」は、これまでの第三国定住事業における受入れ状況でありますとか、政府の取組、この第三国定住事業の意義・必要性について記載してあるわけですが、何か修正すべき文言等、御意見はありますでしょうか。

○石井委員 2点あります。まず、米国は2013年10月にはタイの難民キャンプからの受入れ終了のアナウンスという部分です。少数ケースを除きというふうに書いてあるのですが、実際にはグループ申請の受付はやめるけれども、個別ケースの受入れはやりますよというような感じのアナウンスだったと思うので、あくまでも、グループの第三国定住申請の受付を終了するということであると明確にしたほうがいいかなというのが1点目です。

2点目に、「難民が定着し、地域社会の一員となることにより、地域活性化や地域での労働力に資することも期待されている」というのは、何か労働力だけが期待されているように見えてしまうかなと思ったので、例えば労働力「等」ではダメでしょうか。

○岩沢座長 まず、1点目について、UNHCR何かありますか。

○UNHCR 事実、タイの難民キャンプにおいて、10月末に行われた受入れ終了のアナウンスとは、グループでの受付は終了、個別ケースは受入れるということなので、「少数ケースを除き」というよりは、「個別ケースを除き」という表現のほうがいいのではないかという感じがあります。

○岩沢座長 そうしたら、「グループ」を挿入するということですね。「タイの難民キャンプからのグループ受入れ終了のアナウンスをし」とし、「少数ケース」を「個別ケース」

に直すと。「個別ケースを除き」は残した上で、「少数」を「個別」に直すと。それでよろしいでしょうか。

では、そういうふうに変更したいと思います。

○大森委員 文章的にちょっともたつくかなと。最初に、「米国は個別ケースを除き2013年」を最初にもってくるのはまずいのでしょうか。個別ケースを除き2013年10月にはタイの難民キャンプからのグループ受入れ終了のアナウンスをし、2014年までに入国管理官の面接をほぼ終了する予定であるがという。この個別ケースの場所なのですが。

○岩沢座長 アナウンスの内容がグループ受入れ終了であって、実際上個別ケースはやっている、という説明になるのですね。そういう意味ではこれはこれまでいいのではないかなと思います。つまり、グループ受入れ終了のアナウンスの中に、個別ケースは除くということをはつきり述べているのなら、今、大森委員がおっしゃったようなことになると思うのですけれども、グループ受入れ終了ということをただ述べていて、個別ケースについては実際上面接をやっているというのであれば、こちらのほうが正しいわけです。事実の確認の部分でもありますので、一応は現在のまま、グループ受入れ終了をアナウンスし、個別ケースを除き面接をほぼ終了する予定であるというふうにさせていただきたい、それで特段の不都合があるようであれば変更する、ということにさせていただきたいと思います。

それから、石井委員の第2点のほうなのですが、「難民が定着し、地域社会の一員となることにより、地域活性化や地域での労働力に資することも期待されている」と、労働力に資すること「も」期待されているということなので、今おっしゃったご懸念は、この「も」に含まれているというつもりで書かれてはいるのですが、「等」を入れても、同じ意味を繰り返すようなことになるため、それでもいいかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○石井委員 具体的には例えば防災という中では、特に静岡県等は限界集落などで、外国人に頼るような計画も出つつあるので、いろいろな意味で地域社会の一員として期待されるという部分のニュアンスがあるといいなと思ったくらいです。

○池上委員 基本的には石井委員の趣旨に賛同して、日本語の表現を改めてみてはどうだろうという提案をしたいと思います。その根拠は、地域での労働力に資することというのではなく、日本語としてどうも座りが悪いので、こんな提案をしたいと思います。「地域活性化に資することや地域での労働力として貢献することも期待されている」というと、地域活性化に資するというのが、バシッと前に出てきて、また労働力として貢献するという言葉が出てくれば、労働力が欲しいのだということが全面に出過ぎることがないのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○岩沢座長 石井委員、今の提案でいかがでしょうか。

○石井委員 了解です。ありがとうございます。

○岩沢座長 ほかの方はいかがですか。では、今の池上委員の御提案の形でここは修正させていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。「第2 受入れについて」ですが、

ここでは御了解いただきましたように、新たにマレーシアのミャンマー難民を対象とするということや、自立可能性等の受入れ条件、受入れ人数、選考方法、それから出国前研修等について、項目を分けて記載しております。何か修正すべき文言など御意見はありますでしょうか。

○石井委員 今さらなのですけれども、やはり受入れ条件の部分が、自立可能性と単身者の2項目になっているのですが、特に家族呼び寄せというか家族統合の扱いですね、これは自立可能性の中に入れるべきものなのか、やはり今後さらに検討をするという意味においては、家族統合は家族統合として1つの項目になっているほうが自然ではないかというふうに思った次第です。というのは、家族統合は極めて人道的配慮のトップランクにくるようなものなのです。現状自立可能性のほうが上位にくるという結論について、私としては個人的には残念に思いながらも今までの議論の結果そうなっていると思うのですけれど、今後検討するにあたって、家族統合の問題は自立可能性の枠組みの中で議論をすることではないように思いまして、このあたりは皆さんの御意見も聞きたいところなのですけれども。

○岩沢座長 ここは、受け入れた難民が家族を呼び寄せる場合のことが書いてあって、その場合にはその呼び寄せる家族との相互扶助を前提とした呼び寄せということで、もともとの難民自身の自立可能性、自立というのは前提となっているというコンセプトで書かれているのですけれども。ほかの皆さんいかがでしょうか。

○池上委員 私はあまり難民の受入れに関する専門的な知識を、諸外国の事例について持ち合わせていないのですが、ものすごくたくさんの難民を受入れている国ではない、比較的小規模な受入れをやっている国において、初期段階の第三国定住プログラムがスタートしたとき、この家族統合という視点がどういう扱いだったのかということについて少し情報が共有できれば、判断の基準として有効なのではないかという気はします。例えば日本のこの取り扱いがすごく自立可能性に大きく針を振っている書き方なのか、この規模の受入れだとやはり自立可能性が前提にあって、その上での家族統合という考え方があるむしろ世界標準といえるのだということなのか。そこら辺について石井委員なりUNHCRあたりからお話を伺えるとうれしいなと思います。

○岩沢座長 石井委員、どうぞ。

○石井委員 恐らく特にヨーロッパにおいては欧洲人権委員会のちゃんとしたレコメンデーションがあって、中小国であってもヨーロッパであれば、優先すべきものとして、つまり引き離してはいけないという大前提において人道支援があるというふうには思います。またキャンプとか、私たちが国際協力NGOとして行く場合でも、それは当然の、第1優先のことだということで、そういう扱いであろうとは思います。今日本社会でそれが受入れ難いというようなことでそういう結論になっていることは現状仕方がないとしても、国際的にはやはり第三国定住受入れが人道問題の解決であるというふうに考えられている以上は、そちらを優先するというふうに考えるのが自然だと私は思っています。

○岩沢座長 UNHCR、どうぞ。

○UNHCR 家族の統合に関しましては、今、石井委員がおっしゃったとおりでございまして、例えば家族の統合をするために自立の要件というものが課せられるというところはほとんどないのではないかと思います。むしろそれは基本的な人権の1つとして、家族の離別を回避するということが人道的な側面からも原則としてあるということで、ヨーロッパの国やアメリカ、カナダをみましても、もちろんアメリカ、カナダは大きな移民国ではありますけれども、そういったことが言えると思います。

それから、家族の統合に関しまして、第三国定住で行った人の家族というのに限るというのではなくて、例えば個別に日本にやってきた難民の家族のうち、キャンプに残った方も同じような形で家族の統合を果たす場合、第三国定住の枠内で受入れるということが行われているのではないかなと思っております。

○池上委員 ありがとうございました。

○岩沢座長 その上で、ここをどうするかという点について御意見をいただきたいと思います。

○大森委員 RHQにお聞きしたいのですが、インドシナ難民の家族統合、呼び寄せのケースが非常に多かったと思うのですが、実際には家族呼び寄せのプログラムがどういう影響を与える、あるいは負担が多かったのか、プラスになったのか、そこはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか教えていただきたいです。

○RHQ 分かる範囲で御説明いたします。当時のインドシナ難民の家族の呼び寄せにつきましては、閣議了解に書かれているように相互扶助を前提とした呼び寄せだったと思います。実際に呼び寄せられる家族についても、同じようにプログラムを受講してもらい、日本語を勉強してから就職するという形で行われておりました。

ODPと言われているベトナムからの家族呼び寄せは離散家族の呼び寄せでしたので、高齢となった親が多いということもあり、呼び寄せた段階で、働けるような年齢でない方が多かったため家に入っていたいただくというのが一般的でした。但し地域で暮らす上で最低限の日本語は勉強していただくというような形で行われたと思います。また、インドシナ難民として日本に定住している方たちが、いわゆる一般的な入国情態で妻や子どもを呼び寄せるものもありました。このような場合、特別な配慮で定住支援プログラムを受けたということが何件かありました。日本に呼び寄せられた例えは奥さんと小さい子どもに対して一定の教育をしないと日本の社会に定着できないということがあります、特にインドシナ難民の枠内でプログラムを提供したということです。当時は相互に扶助できなくても、極力呼び寄せ人の負担を少なくするという意味でプログラムが提供されたという事実があります。インドシナ難民の定住対策については内閣の約束事にも変遷があります。昭和55年6月17日の閣議了解では、定住許可条件という項目があって、まず出てくる考え方というのが、「その相互扶助が可能と認められるもの」です。次に、確実な呼び寄せ人があるもの又は生活を営むに足りると認められる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者、親若し

くは子又は同行するその他親族で相互扶助が可能と認められるもの。それから、長期にわたり保護者となるに相応しい善意の者であると認められる里親のある者、となっておりまます。ベトナムからの家族呼び寄せについては、UNHCRとベトナム政府との間の1979年5月30日付け了解覚書に基づき、家族との再会のため本国に入国を希望する者について、一定の手続きのもとに入国を許可するとなっていますので、相互扶助というのが非常に大きな骨格になっているということです。

○岩沢座長 2つの論点があると思うのですが、石井委員は、この問題が自立可能性のもとに書かれてあるということについての違和感についておっしゃいましたので、見出しを別途立てるかという論点が1つあると思います。そしてそれとは別に、中身の問題として、家族との相互扶助を前提としての呼び寄せでいいか、という2つの論点があると思います。

後者につきましては、こういう文脈で議論をしてきましたが、ほかの皆さんも今の段階で変えるという御意見なのかどうか。もしそうならば、御意見は頂戴したいと思いますが、我が国の場合は自立可能性が要件になっていて、家族統合を将来的には可能にしていきたいわけですけれども、呼び寄せる難民の自立可能性がやはり前提となっていて、呼び寄せるこことによって自立ができなくなるということだと、なかなか始まったばかりの第三国定住制度についての社会の、といいますか、国民の理解はなかなか得難いかなという部分も考慮しなくてはいけないのではないかとは思うのですが、そういうことも踏まえまして、今申し上げた2点について、つまり、見出しを新たに設けるという点と内容に関する点について、御意見をいただけたらと思います。

○池上委員 これは1つのたたき台として提案したいと思います。私自身はやはり家族統合はとても重要だという考え方で立っているので、家族統合という柱を新たに立てることを提案したいと思います。その一方で、中身の整理については岩沢座長がおっしゃられたように、今この時点では相互扶助を前提というこれまでずっと長く続いていた柱を取っ払うことについては、議論として飛躍があると感じますので、具体的にこんな文言を追加してはどうかという提案です。第2文のところに、「その際は受け入れる我が国社会の現状を踏まえ」とありますね、その部分で「その際は、国際的な動向を視野に入れながら、受け入れる我が国社会の現状等を踏まえ」、というように「国際的な動向を視野に入れながら、」という一言を入れてみてはどうでしょうか。つまり我が国の状況だけではなくて、国際標準からして、あまりにも日本の状況がかけ離れているのであれば、やはり相互扶助前提というところに対して、国際的な理解が得られないというのは言い過ぎだとしても、国際的な違和感が発生するかもしれない。ですから、国際的な動向を視野に入れながら、しかし我が国の現状を踏まえという書き方でバランスをとっていくことはできるのではないかと考えます。

○岩沢座長 ありがとうございました。「家族統合」という見出しを立てるなら、文頭の「また」は消しますね。

○池上委員 そうですね。

○岩沢座長 今、具体的な提案をいただきました。「家族統合」という見出しを入れる。その上で、第2文の「その際は」の後に「国際的な動向を視野に入れながら」という新しい挿入句が入る、ということです。

○太田委員 特に異論があるわけではないのですが、家族統合だけ国際的な動向を見てということはどうかと。

○岩沢座長 太田委員は、現状維持を御提案されるという意味でしょうか。

○太田委員 ここで（2）で家族統合という形で、1つ用いるという案ですけれども、それは特に異論はないです。ただ、ここにいきなり国際的な動向をといったときに、では最初の事業スキームはどうなのというところでちょっと違和感があったのですけれどね。

○岩沢座長 どうぞ。

○池上委員 私はその家族統合と自立可能性、相互扶助というものをセットにして、記述する日本のやり方について、それは本当に国際標準として妥当なのかどうか、そこも視野に入れて考えよう、そういう提案です。それでももちろん大きなスキーム 자체が国際的な動向を視野に入れて導入されるというのは間違いないのですが、ここでは家族統合と扶養、相互扶助といったところとの関係について国際的な動向、あるいは国際的な何といいますか、動向という言葉に語弊があればほかの言葉でもいいと思うのですけれども、国際的な標準というのはこの場合そぐわないと思うのだけれども、要するに国際標準を視野に入れて見ながら、日本はこういうやり方でやるのであれば、説得力のある説明をする必要があるだろうというのが、私の基本的考え方です。

○岩沢座長 先ほど申し上げた2つの論点を分けて議論したいのですが、1点目について、「家族統合」という見出しを付け加える、これはよろしいでしょうか。今の石井委員の御発言を踏まえますと、有識者会議としてもこの提案は受け入れてよろしいのではないかと思うのですが。そうしたら、後は国際的動向の点を議論したいと思うのですが。見出しの点はよろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、第2文に「国際的な動向を視野に入れながら」という新しいフレーズを挿入するかどうかにつきましてほかの委員の御意見をいただきたいと思います。

○中井委員 私も全く同じ提案をしようと思っていた、家族統合に関する国際的な動向を考慮に入れつつ、というのを書いていたのですけれども、今、太田委員が言われたのは、最初のスキームがそうはなっていないのだから、今になってそういう動向を考慮に入れた提言をすることはおかしいということでしょうか。

○太田委員 ここは家族統合といっても、再統合ですよね。後で呼び寄せという形ですから、もし国際的な標準で、家族と一緒にというのは人道上それが当然であろうということであれば、始めから家族と一緒に来ていただくということにならないかと思うのですね。そういう形の事業のスキームになっていない中で、再統合だけそこで上手く国際的な標準が入ってくると、何かそこにでは何故最初から、そういうふうにしなにかつたの、というところが出てくるのかなと。

○中井委員 ただそういうスキームになっていないからこそ、再統合というところには少なくとも家族統合という考え方だったり、家族概念のその多様性だとか、そういうものをどんどん家族概念の多様性だとかそういうもの、家族概念の拡大だとが進んでいっているそういう状況も考慮に入れて、せめて再統合だけは今後検討していくことにしましょうよという考え方もあるのではないかでしょうか。

○太田委員 門戸を開いておくということには全然異論はないです。ただそこに国際的な動向が入ってきててしまうと、そこが重くなり過ぎるのかなという気がしたのですけれど、そんなにこだわっているわけではないです。

○岩沢座長 今、御議論いただいているのだと、必ずしも石井委員は満足されないかもしれません。

○石井委員 今まで議論してきたことの結果としての最終報告書ですから、私一人の意見で最後決まるわけではないことはもちろん承知していますので、それは大丈夫です。

○岩沢座長 いろんな御意見はあると思いますが、最終的な報告書として、どういうふうにまとめるかということなのですが、他を削るわけではないので、「受け入れる我が国社会の現状等も踏まえ」は残りますし、それから「呼び寄せる家族との相互扶助を前提として」というのも残るのですが、バランスをとる意味で「国際的な動向を視野に入れながら」を挿入するという御提案なのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○IOM 質問があるのですけれども、この呼び寄せる家族とは誰かというのは、ここでは議論せずに、実務者というか政府などで追って検討するという理解で宜しいでしょうか。というのは、最初に来られる方々は、単身者のことはちょっとおいて、今の基準ですと主たる申請者、配偶者、子がいれば子、それから申請者の親、あと未婚の兄弟姉妹についても拡大されたので、そこまでは、最初に来るグループとして来られる方々だと思うのです。そうすると、ここでいう「呼び寄せる家族」はそれ以上というか、最初に来られる方々ではない人のことを指しているという理解でよろしいですか。

○岩沢座長 もともとは両親の呼び寄せを想定して議論していたと思うのですけれども。

○IOM そうすると、今でも一緒に来られる人のことを「呼び寄せ家族」と呼ぶのでしょうか。

○太田委員 両親が最初に来られるときには、その両親に申請者になつていただければ、申請者とその配偶者というスキームの中で、一緒に選考手続に乗つていただくということはできますよ、ということだと思うんですけども。

○IOM そうですね。平成25年難民対策連絡調整会議決定において、主たる申請者又はその配偶者の親又は未婚の兄弟姉妹についても一緒に来られることになっているので。

○岩沢座長 親と子がもともとの基準になっていますが、その親の方が子であるところのもう1つの親と子というユニットがありますね。だから基準は変えずに、主たる申請者の親も一緒に来られるように読んだということですね。兄弟姉妹については単身者のところで、単身者はそもそも基準になつてないのだけれども、兄弟の場合は、拡大する形で、

運用として少し広げたということですね。

○IOM 今回の報告書案で、それに加えてさらに家族統合、家族呼び寄せを謳っているということは、既に先の決定では一緒に来られない方々のことを言っているのではと思われるのですが。

○岩沢座長 もともと一緒に来なかった場合です。

平成25年の難民対策連絡調整会議決定の時は、主たる申請者の親が自立できるケースはその親自身を主たる申請者と見ることで、2世帯が同時に申請できるというものです。今回議論している家族呼び寄せは、主たる申請者夫婦が先に来て、自立が困難な親を相互扶助を前提に呼び寄せる場合を想定しております。

○UNHCR 平成25年の難民対策連絡調整会議決定においては、自立可能性が認められない、例えば15歳の弟というのは、受入れ対象外ということでしょうか。

○岩沢座長 平成25年の決定では、主たる申請者の親や未婚の兄弟姉妹について、その者自身、自立ができるという場合には受入れ対象になり得るとしたわけです。従って、自立ができない15歳の弟は申請できないということになります。

○太田委員 要は兄弟が主たる申請者になり得れば、受入れ対象になり得るという解釈だったと思うのですけれど。

○岩沢座長 そうですね。主たる申請者の親の場合、自立可能性は主たる申請者家族の自立可能性と含めて少し緩やかに解しましょう、というような理解はあったと思うのですけれども。そういう形で、両親も一緒に来ることを可能にしましょうという議論をしたと思います。主たる申請者及び配偶者または子という基準は変えないので、両親及びその子を別のユニットとして考える、という理解だったと思います。

○IOM 1点だけ再度確認をさせていただけますでしょうか。今の新たな家族呼び寄せについても家族の定義は、申請者の親及び未婚の兄弟姉妹であるというご説明だったのですけれども、そうするとインドシナ難民の、昭和55年6月17日の閣議了解では、日本人の配偶者、親または子のほか、日本に適法に在留する外国人の配偶者、親、または未婚の子で相互扶助が認められる者、さらに、随伴する親族で、その家族構成等からみて人道上特に入国を認めることが相当と認められる者(相互扶助可能の場合に限る)とされております。

今回の有識者会議報告書ではインドシナ難民の基準よりも狭めるという理解でよろしいですか。

○岩沢座長 割と年取った両親を後から呼び寄せるなどを念頭に、我々は議論していましたが、それに限定する議論をしたわけではないと思います。だから、呼び寄せる「家族」はどの範囲までを含むかは、ここでは詰めずに、政府に議論していただくということにしたと思います。ただ、我々の理解は、両親を呼び寄せるということを念頭に議論していたと思います。それを可能にしたいという趣旨です。ただ、それに限定するという議論はしていないと思います。

○IOM わかりました。

○岩沢座長　家族の範囲は政府に検討してもらうことにして、報告書としてはこのままでよろしいですか。家族の範囲が必ずしもはっきりしないということが指摘されましたので、それを踏まえて、文言は変えずに、後は政府のほうでこれを受けてどのように計画を立てるか検討してもらう、ということいかがでしょうか。

○池上委員　私もその決定で結構です。キャンプを見てきた立場として、一言付言しておきたいのは、地雷で腕のない人とか足のない方がいらっしゃるのですね。障害があるから自立できないという議論ではなくて、その人がその障害のもとでどんなことができるかという視点を持つ必要があるのではないかという気がします。例えば腕が片方なくともできる仕事というのはなくはないわけで、そういう可能性もぜひ見ていただきたい。これはここに書き込むことではないけれども、政府が判断するに際してそういう視点もぜひ持っていただきたいということを加えておきます。

○大森委員　経験で付け加えさせていただきます。インドシナ難民の子も、酷い心臓の疾患があった子どもを日本が呼び寄せて手術をして、非常にお金がかかったのですけれども、本当にいい貢献をして、今、日本社会で、日本人として立派に仕事をしているケースがあるものですから、入ったときはそういう問題を抱えていても、日本の技術でちゃんと治療を終えて、自立できていくというケースもあるということがあるので、ちょっと付け加えさせていただきました。

○岩沢座長　要保護性が高い難民を受け入れることについての意義は、この報告書も指摘しています。医療ニーズのある者とか、保護者のいない子ども等の例を挙げ、人道的観点から、重篤な病気に罹患している者や孤児など、要保護性が高い難民を受け入れることは、意義が認められると書いた上で、ただ現状として自立可能性を前提とした記述にはなっていますけれども、保護ニーズが高い者の受け入れは、将来にわたって検討を続けるべき課題であるということも指摘しています。ですから、今おっしゃった趣旨は報告書にすでに入っていると思います。

それでは、家族統合のところは、先ほど申し上げたような形で修文した上で、家族の範囲が不明確だという指摘もありましたので、それも踏まえて政府に検討してもらうということにさせていただきたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、「第3 定住支援について」に移っていきたいと思います。少し分量がありますが、ここでは、定住支援プログラム、定住地域の選定、定住地域における定住支援などについて記載しているわけですけれども、何か修文、修正すべき文言等、御意見はありますでしょうか。

○RHQ　修文に先立って、実施団体としてこれまで第1陣・第2陣の支援を行ってきて、また、第4陣についてもこれから就労支援をしていくといった着眼でお話ししたいと思う点がいくつかあります。

まずは、現在、委員の先生方は、第4陣の定住支援プログラムを実施しているRHQ支援セ

ンターをご覧になつていないと承知しますが、是非ご覧いただきたいと思います。現行のプログラムをご覧いただき、プログラムの充実性を吟味していただき、その上で報告書をまとめていただければ、と考えています。

次に定住支援施設の設置については、地元の理解や地元との信頼関係が不可欠です。新たな施設で定住支援プログラムを行う場合には、設置に当たって、住民の同意得られるか、という大きな問題があります。現在施設がある地元とは、長い間交流を積み重ねてきた結果、施設やプログラムへの理解と支援を頂いているという現状にあり、これは大きな財産ですので、大切にしていくべきだと思います。別施設で行っていくには、ゼロからのスタートということになってしまい、良い関係が構築できるかわからないという点は留意すべきだと思います。RHQとしては、既存の施設で事業を実施していくのが良いと考えます。

定住支援プログラムの日本語教育については、生活者のための日本語教育が行われていますが、これはインドシナ難民の受入れがその発端となっているものです。インドシナ難民の日本語教育は改良を重ね、現状に至っています。難民の日本語教育は一般成人や学齢児童生徒を対象にするものでして、日本で生活し職を得て子育てをする、あるいは学校生活を送るといった自立した生活を営むために必要な日本語の要請を目的としています。

難民が将来に渡って継続的に日本語能力を向上させていくための基礎教育がここで提供され、同時に生活者のための日本語教育の基盤が形成されました。

こういった日本語教育ですが、当初から国際日本語普及協会、AJALTという組織の日本語の先生たちに業務を委嘱しまして、実践と研究を重ねて現在の条約難民、それから第三国定住難民への日本語教育に引き継がれているということあります。

教師陣の編成も大変重要な要素ですのでお話ししたいと思いませんけれども、RHQ支援センターで行われている日本語教育は、インドシナ難民や条約難民に対する日本語教育の経験が豊富な教師が5人で1クラスを担当しています。月曜日から金曜日まで毎日教師が変わることで、より多くの日本語に触れる機会をつくるといった1つの特徴を持たせています。現在、第4陣は大人2クラス、子ども2クラスとしていますが、第三国定住難民だけで実人員20名の教師の体制で行っています。

教師陣は、難民に対する日本語教育の長い経験と知見の積み重ねの上に編成されている人ですので、なかなか得難い人材です。言ってみれば、難民の日本語教育に特化した専門家集団だろうと言えると思います。このように、首都圏であるからこそ、充実した日本語教育を実施できているのではないか、ということを申し上げておきたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございました。RHQからの御意見は、座長試案の段階でも頂戴しておりまして、それを踏まえて座長試案を変更、修正させていただいた部分が多くございます。第三国定住支援プログラムの内容につきましては、今、御指摘の点も踏まえまして文言を変えさせていただいております。他方で、研修の実習を郊外で行うことを検討することが望ましいとか、あるいは、定住先地域において定住支援プログラムを実施することを検討するべきであるということにつきましては、委員の方からそういうご意見を頂戴した

ところでありますて、そういう御意見を反映した形でこの報告書ができておりますので、今のRHQからの御意見は議事概要にはもちろん残るわけですけれども、今の御意見を踏まえて委員の方から御変更の御提案がなければ、報告書はこのままにさせていただきたいと私は思っておりますが、ほかの皆様はいかがでしょうか。

○石井委員 最初の6か月間の定住支援施設がある地域と良い関係が築けるということと、その後ずっと面倒をみていく地域と良い関係が築けるというのは別ですが、他方、難民にとっては、最初から同じ地元で責任持って受入れる方が周りにいる方がいいという趣旨ではあったと思います。最初の6か月間を受入れる地域を含めて、ゼロからつくり直すことを提案しているつもりでしたので、そこについては特に大きな問題がないと思います。さらに、国際的には、別に移民国家でないところでも初めから定住地での定住プログラムが実施されている中で、日本はできませんというふうに本当に言えるのかしらというところが、海外のいろんな事例を見てきたものからすると思ったところです。

2点目は若干質問にもなるのですけれども、AJALTの先生方がいい方々なことに疑問の余地はないのですが、他方、定住先の地元の人が日本語を教えるということもメリットだと思います。また、本当に余人をもって代え難いのかというのが、ちょっと疑問だなと思った次第です。

○岩沢座長 ありがとうございました。今、報告書のまとめ、内容確認と修文提案ということでご議論いただいているのですが、そういう趣旨で必要な限度でもし必要なら御発言いただきたいと思います。

○石井委員 文化庁から何か見解はありますか。

○文化庁 確かにAJALTは、インドシナ難民に対する日本語教育の実績はあると思います。ただ、文化庁としましては第三国定住難民に対する日本語教育事業は企画競争入札という形で募集をしておりまして、委託先については審査を行い決定しております。

○岩沢座長 ありがとうございました。

もう一点、RHQから、施設を見て欲しいという御要望がありましたが、報告書をまとめる今、有識者会議として視察日程を組むのは難しい段階にきておりますので、もし委員の方で御関心がありましたら個別に対応していただくということでいかがかと思うのですが。よろしいですか。

では、視察につきましては、御関心の高い委員に個別に対応していただくということにしたいと思います。RHQの方からいただいた定住支援プログラムに関する御意見は、伺いましたし、議事概要に残されます。

○関根委員 財政的支援というところで国の特別交付税というような書き方をしたのですけれど、逆にこの特別交付税という言葉が先にたつてしまうと、それ以外の財政的支援というのが、足かせになってしまいのではないかということを捉えて、国の特別交付税及び補助金等の財政的支援、及び生活云々というような形に修文いただければということを座長の方には申し上げさせていただいたところなのですけれども、この場で御協議いただけ

ればというところでございます。お願ひします。

○岩沢座長 ありがとうございます。御意見は事前にお伺いしていたので、検討させていただいたのですが、特別交付税は補助金とは言わないということなので、整合性の問題がありまして、私の提案としては、「財政的支援」という文言を入れたいというご趣旨はよくわかりましたので、「国の特別交付税を始めとした各種財政支援」及び生活相談員云々、でいかがでしょうか。

ほかに、定住支援等については、いかがでしょうか。

○大森委員 今のところでお聞きしたいのですが、各都道府県に受入れていただく場合、これから先も同じ地域で受入れをしていただけるのか、それは過去の経験が生きるということで、今後も積極的に自分たちのところで受入れていくことであるならば、今までの経験が生きていくと思うのですけれども、地域がまたバラバラになっていくと、その地域ごとにまた新たな経験をしていかなければいけないということはあるので、その辺のところは特に今、考える必要はいかがでしょうか。同じ自治体がずっと受け入れてくれるかという点ではどうでしょうか。

○岩沢座長 それは場合によると思うのですが。

○関根委員 三郷にあっては、そういう合意というのは、まさにいらっしゃる方がわからない段階で、そういうことも言えませんけれども、少なくとも三郷のような地域が、首都圏に点在することによって、この事業がよりよいものになるという認識をしています。ですから、今のような財政補助も各自治体に広く施すことによって定住支援が広がっていくというふうに認識しております。一極集中といういうものが決していいものを生むとは思えないし、自治体によってやはりパンクしてしまう状況は、学校・保育所等さまざまな部分で発生すると認識しています。それは三郷の場合です。

○大森委員 そうしますと、三郷市がほかに今度受入れるというところに行って、情報共有をしたり、指導といったら変なのですが、こうだよ、ああだよというふうな状況提供をしていくこと、そういう地方自治体の連携というのがうまくとれないと、各自治体が初めて受入れるとはやはり大変だったと思うのですけれども、それぞれが本当に大変な思いをしていくのではなくて、経験したものを共有できるようなプログラムということも考えていかなければいけないのではないかと思います。

○岩沢座長 今の御趣旨は報告書の第3の4に書いてあります。地方自治体のこれまでの経験は大変貴重なものですが、受入れ自治体相互の間で経験やノウハウを共有する仕組みが今のところ存在しない。これを共有する仕組みを作るべきであるとしています。地方自治体の責任というより、国が地方自治体及び関係省庁による協議会を定期的に実施するなどして、経験やノウハウを共有する場を設けることを我々としては提言しています。

三郷市なり、既に受入れていただいている自治体以外にも、定住地域として第三国定住難民を受入れてくれる自治体が増えることが望ましいわけですけれども、どういうことを基準としてそういう地域が選べるか、あるいは探せるかというあたりも御議論いただきま

したけれども、報告書にはいろいろな要素が皆さんからいただいた意見をまとめる形で掲げられています。そういうことを踏まえて、より多くの地方自治体が手をあげてくれることが望ましいわけですけれども、そのためには三郷市のような受入れ自治体の経験を共有する場を設けることが大事であるという提言になっています。

ほかにいかがでしょうか。

○石井委員 地域における定住支援というのと、最初の6か月の部分というのが分けて議論されているのですけれども、その分け方についていまさら変えようとかそういう話では全くないのですが、何となく最後にずっと読んでみて思ったのが、厚生労働省が貧困対策で実施しているパーソナルサポート制度みたいなもの、いわゆるケースマネージメントというか、ケースワーカーの重要性が報告書のどこにも出てこないなということを感じています。受入れた最初から、ケースワーカーを絶対変えるなということではないのですけれども、やはり一貫したその家族なりその方、特に注意を要するあるいは支援を必要とする方々の支援については、ケースワークというのが必要になると思われます。そこが普段と切れていて、地域は地域で頑張りましょうという感じにどうしても読めてしまうので、理想的にはそれがどこに入るのかというので今非常に悩んでいるのですけれども、支援体制のあり方の方に入るのか、でも内容的には結構支援体制のあり方のところは一貫してスパッと書いてあるので、あえていうと今後も6か月後も一定の支援を継続して行うこととされているという記載で読み込めるといえば読み込めるのですけれども、一貫したそれぞれの難民の方に対する個別のケースワークも継続して行われるべきだというところは、これまでも皆さんに共有させていただいたつもりではあります。

○岩沢座長 ありがとうございました。

ケースワーカーについては、平成24年春から地域定住支援員を配置する制度を始めたと書いてあります。地域定住支援員を非常に高く評価しているわけですね、我々としては。具体的な提案としては、この地域定住支援員に加えて、難民と国、地方自治体とをつなぐ、通訳者・コーディネーターを配置し、体制を整備すべきであるという提案になっていまして、そして、さらに地域社会の部分で、地域における地域定住支援員の役割の重要性を再度強調していく、現在地域定住支援員が配置されていない定住先地域については体制を整備すべきであると言っていまして、これで御趣旨を反映できているのではないかと思います。

○石井委員 そこは、定住支援プログラムが終わってからのお話ですよね。私が思うのはそこで一旦分断されていることを是認していいのかなと気になっただけです。

○岩沢座長 この段階ではもし可能なら具体的にここをこういうふうに変えた方がいいとか修文提案をいただいた方が議論としてはいいと思うのですけれども、もしそれが無理ならこの趣旨で読み込んでいただければと思います。

○石井委員 わかりました、了解しました。

○大森委員 これに直接関係あるかないか私はわからないのですが、今後受入れた人の研

修をRHQがされるとなった場合に、その先の定住先がRHQのある場所から遠過ぎた場合、研修が終わったら、RHQさようならではないので、その後の連携の取り方をする場合に、これは本当に単純に距離的なものなのですが、すぐ行かれる、問題が起きた時にパッと行かれる地域と、明日、明後日にしてくださいというのとでは、問題を抱えた側としては非常に負担が違ってくると思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。あるいは今どうされているのか。

○RHQ RHQとしても、大森委員が言われた問題意識を常にシェアしながら動いております。地域定住支援員は今、三郷市、鈴鹿市で、それぞれの市の御推薦を受けた方が活躍いただいている。しかし現実には、地域定住支援員だけでは、回りません。やはりRHQから飛んで行かないといけない場合がありますので、現実論を言えばRHQが受ける限りにおいては、やはり近い方がやりやすいです。従って、首都圏というのは支援がしやすいということが多いえると思います。

○UNHCR 前回の有識者会合でもお話をさせていただきました帰化に関して、1951年の条約の中には、締約国即ちここにおいては日本になるわけですけれども、その難民が帰化したいというその要件を迅速に帰化したいというそういう人たちに関しては、その帰化を迅速に進めるためのいかなる努力を行い、それから帰化にかかるコストをなるべく減らすという文言が入っております。それに基づきまして、例えば難民の帰化を進めるための最大限の努力を行うというような文言がここの中に入ってきたもいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○岩沢座長 ここは定住支援体制の終期、すなわち、いつまで第三国定住難民に特化した定住支援をやるかという話で、委員の方々から、これはケースバイケースだというご指摘があり、それにはそれぞれの難民のケースバイケースという面と、プログラムごとのケースバイケースという面があって、それで実情を考慮しながら判断していくべきであるという書き方になっておりますので、今おっしゃった趣旨は、ここにはそぐわないかなと思います。

○UNHCR それでなければほかの部分で入れていただくということはできますか。これまでのインドシナ難民の定住等を見ていきますと、なかなかその帰化の要件が整わないために日本の国民になれない、そういったケースが随分あるというお話を伺っております、その影響というのがやはり第二世代、第三世代にもあるということを考えますと、やはり今度また新しく来られるような方のその帰化が迅速に進むような支援というのはやはり確保していただきたいなということを考えるのであります。

○岩沢座長 帰化が迅速に進むような支援というのは、ここでいう定住支援体制の中での支援の意味なのか、それとも何か帰化を念頭においた特別のプログラムをお考えなのか、どうですか。

○UNHCR そうではなくて、例えば帰化をしたいという人が出てきた場合にその人に例えば政府が課す要件。例えばきちんと自立をしていなくてはならないということが主な要件に

なっているといことがあるのですけれども、そのあたりの要件の緩和、それからそれにかかるコスト、帰化にもいろいろコストがかかるということを伺っておりまして、それはなるべく減らすという文言がこの中に入っているということですね。

○岩沢座長 それは、条約難民一般、ひいては、外国人一般にもかかわる話でもあり、第三国定住難民の問題について議論する我々のマンデートを超えた話になるのではないかという気がするのですけれども。ほかの委員の御感触はいかがですか。

○池上委員 小尾オブザーバーへの質問なのですが、帰化申請には、引き続き5年以上日本に住所を有することという期間の問題がありますよね。もちろん自立可能性云々もあるのですけれども、例えば諸外国において第三国定住で入った人が、一般の年限よりも短く設定されている例があるから日本でも例えば5年を3年に短くするようなことを検討すべきだというようなことがあっての御提案というふうに理解をしていいですか。

○UNHCR その年限どうということよりも、課せられている要件についてです。

○池上委員 要件の基準を難民で入って来た人たちについては少し低く設定してもらえないだろうかということですね。

○石井委員 生活が安定しているなり、家族全員素行がいいなり、1番大きいのはやはり日本語ですかね、インドシナ難民が苦労されて帰化できなかったという話は。でも在留資格についても「定住者」のほかに、「永住者」もあってその後に帰化があるという順序でいけば、現行制度でも一定程度頑張れば、早く帰化できる人もできるかもしれません。他方、第三国定住で来られた方のみに、帰化基準を緩和すると、私たちが今現場で抱えている他の難民や外国人とのバランスはどうなるのですかという問題にもなってきます。

○岩沢座長 ありがとうございました。ということも踏まえて、これは帰化一般あるいは難民一般の話に広がる話なので、第三国定住難民に関する有識者会議報告書としては、マンデートを超えて取り上げ難いかなというのが私の感触なのですが、いかがでしょうか。

○石井委員 ただ、やはり子どもが無国籍状態になってしまうということは極めて明らかで、キャンプで生まれた方も日本で生まれた方もそうなのですけれども、その方々が今ままだと両親が例えばミャンマー国籍だということで、日本の中では特に法務局では、彼らの子どもはミャンマー人というふうに規定されている一方で、ミャンマー政府からは国民としては認められないという現状がありますので、その問題を解決せねばというのは、特に第三国定住では非常に明らかなので、この国籍問題はなんらかの解決をはかるべきという是有ると思います。

○岩沢座長 以上を踏まえてどういたしましょう。

○UNHCR 第三国定住難民に特化した定住支援の終了時期を、スムーズな帰化への支援に留意しつつ判断していくべきであるというよう文言を例えれば入れるというようなことはいかがでしょうか。結局、私どもが最終的に目指しているのは、難民が難民でなくなるということありますので、彼らが難民状態にずっとおかれているということはやはり最善では

ないのではないのかなということです。

○岩沢座長 それでは、オブザーバーからの御提案なので、私の方で引き取らせていただいて、関係者と協議した上で、改めて御提示させていただくという形にさせていただけたいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

第3について、他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に、第4と第5をまとめてお願ひします。第5は結論として、これはもういろいろ御議論いただいた上での結論ですので、方向性としては既に御確認いただけてはいるのですけれども、もし修文等で御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

IOM、どうぞ。

○IOM オブザーバーが先に何か申し上げることになり申し訳ありません。どうしても修文をお願いしたいということではないのですけれども、御参考までにということで、第4の広報活動のあり方なのですが、難民の方が関心を示されるのは、残念ながらいわゆる日本文化ではなくて、教育制度ですとか入られた後の具体的なその生活支援ですとか、そういうことに強く関心を持たれている、特に日本の教育制度は本当に素晴らしいので、そこを魅力的に思っていらっしゃる難民の方が多いようです。しかも今の日本のマンションとかのお家ですと和室がないようなところもあります、これは例としてお書きになっているだけだとは思うのですけれども。教育制度や支援体制というのが、難民の方が感じる主な日本の魅力ということは1つ御参考までに申し上げたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

今の御指摘もオブザーバーからの御指摘ということで、修文が必要かどうかも含めて、私の方で引き取らせていただいて、必要なら御提案させていただくという形にさせていただきます。

○石井委員 であれば、一応私は今の件にとても賛成ですということだけ一応申し上げておきます。

○岩沢座長 修正する文言は今すぐ具体的に考えるのではなく、引き取らせていただくということで、よろしいでしょうか。

○UNHCR またオブザーバーからの発言でございますが、広報活動のあり方、それからパイロットケース終了後の受入れ方針というところで、こちらの記述がどちらかというとミャンマーの難民に特化して記述がなされていると思うのですけれども、ミャンマーの難民の第三国への定住というのが、今後10年、20年続くということはやはり考えられないわけで、将来的には例えば広報活動をするにあたっても、難民の人たちが日本に来るということはそれがどうして大切なのか、それがどういうような効果をもたらすのかということにむしろ重点を置かれた方がよいのかなという思いがございます。

終了後に聞しましても、恐らく次はマレーシアに行くのかとは思うのですけれども、それが5年、7年経ってそのままということはやはりないだろうということを考えると、もう少し一般的な見方、その後どうするのか、それがその時点で必要とされている、国際保

護が必要とされている難民の受入れであるという文言がもし入ったら、それは素晴らしいなということを付け加えさせていただきたいと思いました。

○岩沢座長 今のも新しい御提案なので、引き取らせていただいて、どういうふうにしたらいいか、考えさせていただきたいと思いますが、対象をミャンマー難民以外にも広げるという話は、既に議論しているので、それを反映した報告書になっていると私は理解しております。この報告書では、基本的にミャンマー難民を対象とはしているのですけれども、情勢が変動するということもあるので、受入れ条件、定住支援等、分析・検討を続けていくということにしていますので、書きぶりとしては少し広くなっていると私は理解しておりますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

○池上委員 私はそこに非常に賛成で、やはり有識者会議としては、この難民の受入れというのが国際的に大きな貢献なのだという認識のもとに、きちんと書き込んでみてもいいのではないかという気がします。つまり読んで解説をしていただくと今後もいろいろ展開していくんだよねというふうに読めるんですけども、もう少し踏み込んで書いてもいいんじゃないかなと私は委員の一人として考えています。

○石井委員 読み込めますねと言われれば、確かに読み込めるんですけども、もし可能であれば、その今後の日本が続けていく意義が最後にもう1個出てくるような少し将来もっときちんと検討していこうと。例えばそれこそさっきの国際的な視野に立ったみたいなものでいいのですけれど、国際情勢に基づいたものに移行できるような体制を整えるべく検討していくのが、日本としていいのではないかというふうには思います。

○岩沢座長 ありがとうございました。

○太田委員 そのところは第1の3のところで、随分と書かれてあるとは思うのですが。

○池上委員 でも、有識者会議としての結論なのであれば、やはり最後にきちんと書く方がいいのではないかと私は考えます。ここに書いてあればなおのこと、きちんと最後にもう一度書きたいと。その上で政府部内で違う見解が出されるということは十分あり得るのだけれども、有識者会議としての見解は明示すべきだろうと思います。

○太田委員 今のお話の中で、微妙なニュアンスの違いがあるのですが、ここはアジア社会での深刻な課題だということで、アジアで発生している難民問題に対して積極的に取り組むということで書き込んでいるのです。今、オブザーバーと先生方のお話だと、それをさらにアジアに限らず拡大をしてというふうに聞こえたのですが、そういうことですか。

○池上委員 私自身は恐らくいろいろな国際的な分業ということがあるだろうから、恐らく日本が貢献するのはアジア地域なんだろうなと思うんです。ただそれがミャンマー難民には限らないだろうなと思うし、今後の世界情勢の中で他にアジア地域で難民の発生という自体が生じたときには、恐らく国際社会は日本に期待するところは大きいだろう。それには応えていくといいのではないだろうか、という書きぶりだと思います。つまり全世界に広げてというとやはり大きな議論になってくるので、結論として位置付けるとすれば、やはりアジアの一員である我が国がという文言をもう一度書き込んで活かすような書きぶ

りのほうが整合性はあるんだろうと私は感じています。

○UNHOR 今、先生がおっしゃったのは確かにそうなのですが、これは一応第三国定住事業の必要性というところに入っておりまして、最後この締めくくりとして、有識者会合が今後を見据えてということであれば、どちらかというと私どもがお薦めしたいのはいわゆるグローバルニーズ、国際社会での第三国定住のグローバルニーズにあったような再定住のプログラムというのを日本は進めていくのだというそういう意気込みがあつたら素晴らしいと思います。

○岩沢座長 ここは今すぐに修文はし難いですし、委員の中にも幅があるように私は理解しましたけれども、今いただいた御意見を踏まえさせていただいて、私の方でここも引き取らせていただいて、適宜皆さんに何らかの形でお示ししたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○池上委員 この部分にかかわらず全体に関することでもよろしいですか。

○岩沢座長 どうぞ。

○池上委員 この第三国定住事業のこれまでの決定事項やいつ何人入ってきたか等を示す時系列の表があれば、報告書を理解する上でとても大きな助けになると思います。

つまり、今回の報告書も個人名等は出ていませんけれども、どの地域でどんな仕事をしているか等の情報はある程度書き込まれているものですから、もし差し支えがなければ、本文の記述の範囲にプライバシー情報は限定するという条件のもとで、時系列で追った資料を巻末に付けると、とても説得力のある、そして読む人にとってわかりやすい報告書になるのではないかと、私は考えるのですが、いかがでしょうかという提案です。

○岩沢座長 これも引き取らせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○IOM 何度も申し上げていることで恐縮なのですが、日本政府からお金をお預かりして実施している団体としてどうしても気になることは第5の規模のところです。修文をお願いするということではないのですが、記録には留めていただきたいのは、30人というのは1人当たりの単価が非常に高い人数ではありますので、税金をお預かりしている立場としては、少し増やすだけでより多くの人数を受入れられるということは、再度言わせていただきます。

○岩沢座長 ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

特になければ、先ほど私に引き取らせていただいた点を除いては、御了承いただいたということでおろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ほぼ時間どおりに報告書の内容確認及び文言等の修正の作業を終えることができましたので、今日の会議はここまでにしたいと思います。

それでは、次回は12月9日、本日御意見をいただいた点につきまして、修文等を必要に応じて施した上で、最終的に御確認をいただきたい。そしてその上で、有識者会議の報告

書の内容につきご了承いただくということにさせていただきたいと思います。

○中村参事官 次回の開催場所も本日と同じです。開始時間等は別途連絡をさせていただければと思います。

○岩沢座長 それでは、これで終わりにします。どうもありがとうございました。